

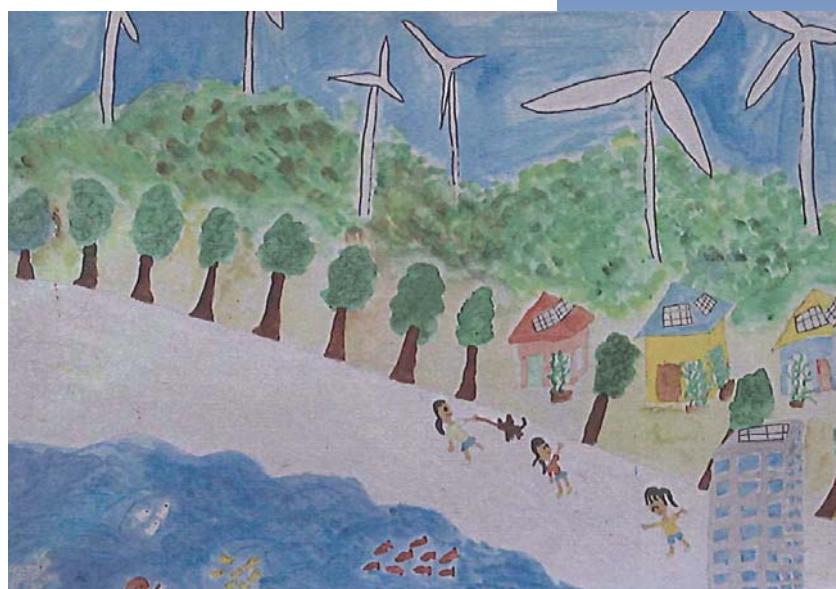
# 第1章

## プランの概要

- 1 策定の趣旨
- 2 プランの位置付け
- 3 プランの対象範囲
- 4 プランの対象期間

各章の中表紙では、「未来の光市」絵画コンクールの入賞作品をご紹介しています。

「未来の光市」絵画コンクール  
市長賞



「自然エネルギーの街」

岩田小学校 6年 國 繢 梨 央 さん

# 第1章 プランの概要

## 1 策定の趣旨

### (1) 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」といいます。）」は、都市計画法第18条の2の規定により市町村が策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

### (2) 目的

光市では、平成19年3月に策定した「光市総合計画」に基づき、新たな都市経営を進めているところですが、市町合併による市域の拡大や都市計画区域の再編、さらには時代の急激な変化に対応できる将来ビジョンを明らかにするため、このたび「マスタープラン」を策定しました。

具体的には、本市の将来都市構造をはじめ、土地利用や市街地整備に関する方針、道路、公園、下水道などの各種都市施設の配置や整備に関する方針のほか、都市防災や景観形成など都市計画と密接に関わりのある各種課題を解決するための方向性を定めました。同時に、地域別の都市づくりの方針も明らかにするなど、総合的かつ一体的な都市づくりを進めるための長期的な指針として策定しました。

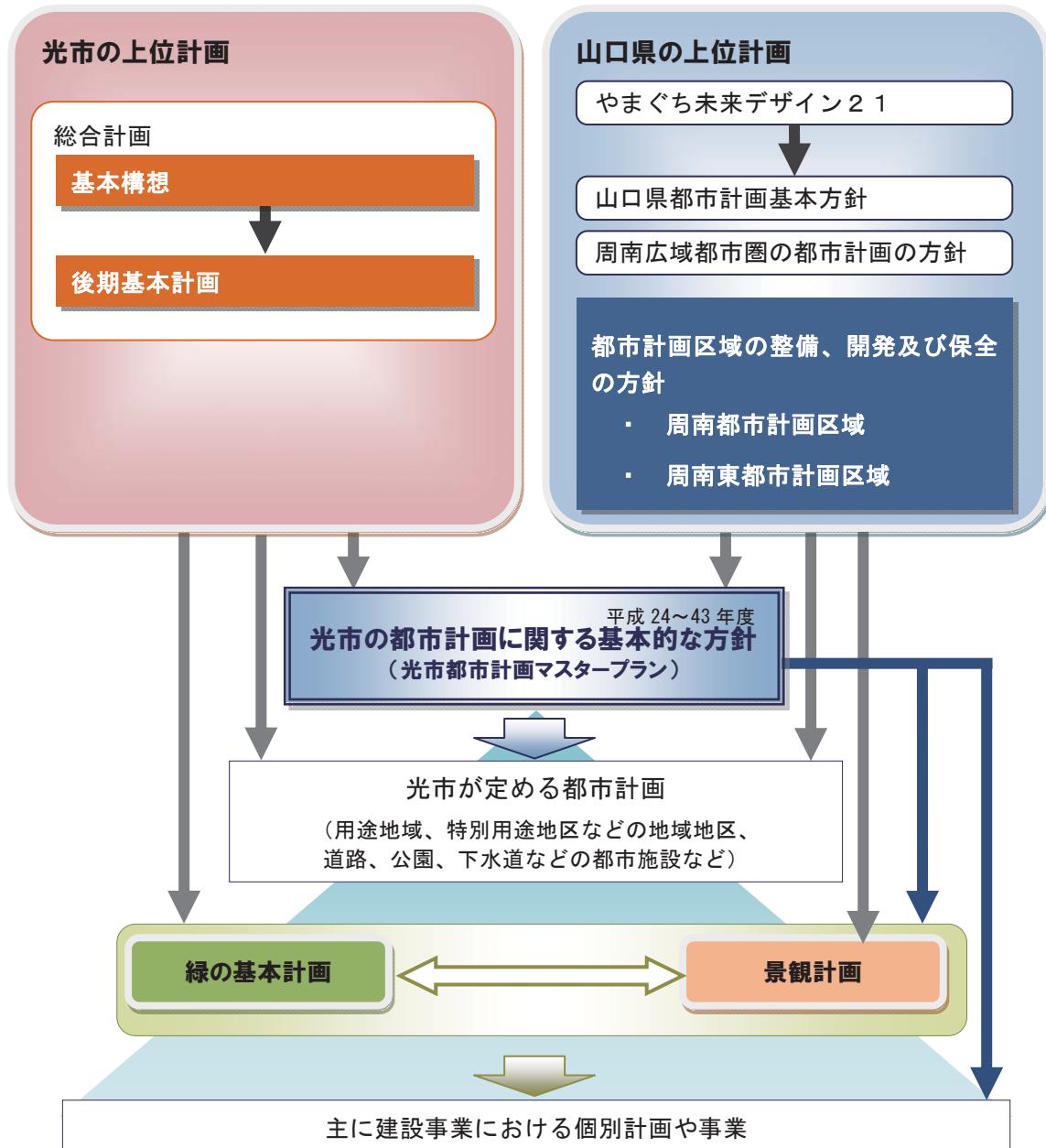
## 2 プランの位置付け

### (1) プランの位置付け

「マスタープラン」は、「市町村の建設に関する基本構想」である「総合計画」や県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定するものです。本市が定める都市計画は、「マスタープラン」に即したものでなければなりません。また、「マスタープラン」と同時に策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」といいます。）」や、今後策定することとしている「良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」といいます。）」についても、「マスタープラン」に適合するものでなければなりません。

なお、本市では、「マスタープラン」を都市計画の分野に限ることなく、建設事業を中心とする都市づくりに関する長期的な方針としても位置付けます。

■ マスターplanの位置付けの概念図



## (2) 上位計画の整理

### ① 総合計画

#### 【まちづくりの基本理念】

共創と協働で育む まちづくり

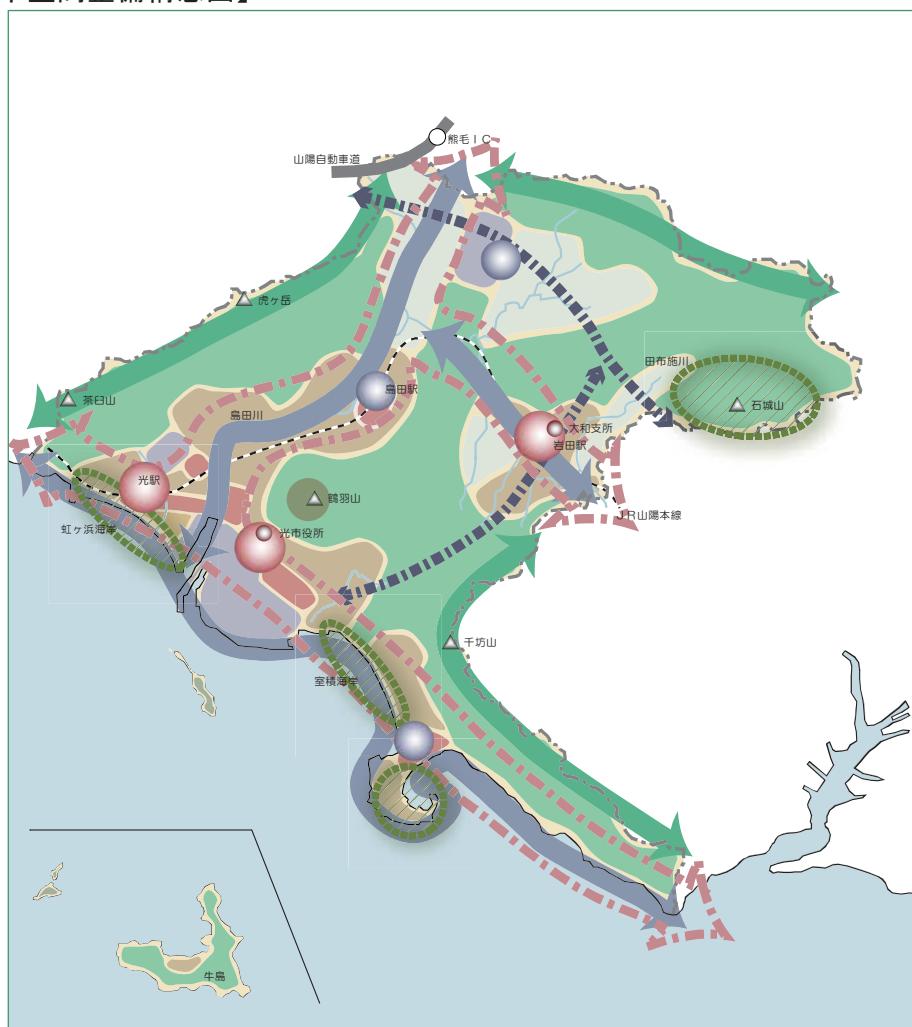
#### 【都市の将来像】

人と自然がきらめく 生活創造都市

#### 【まちづくりの姿勢】

- 1 心と暮らしの豊かさを追求します
- 2 選択と集中を進め まちの有位性を磨きます
- 3 人と自然との共生を進めます

#### 【都市空間整備構想図】



## ② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

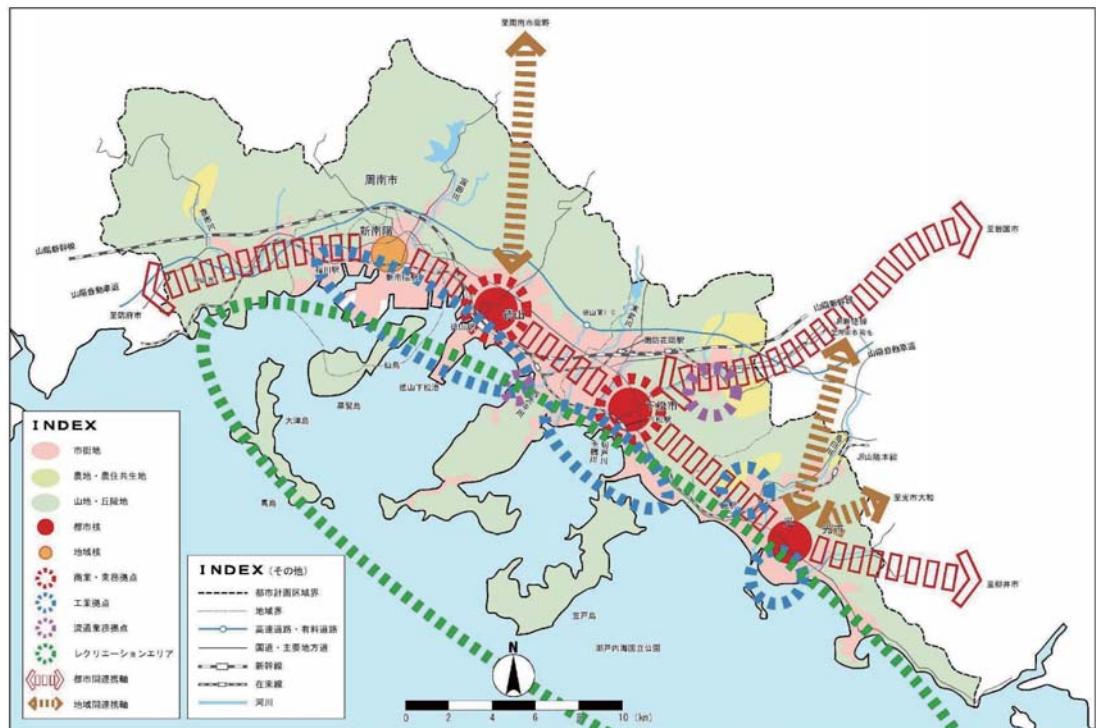
### ■ 周南都市計画区域

#### 【都市づくりの基本理念】

人と自然と産業が織りなす活力と魅力あふれるにぎわい都市づくり

- 都市ごとの個性を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、にぎわいのある美しい都市づくりを進める。
- 臨海部の都市が一体となった中心市街地の再構築と活性化を図るとともに、既成市街地の魅力の向上と郊外部での市街地拡大を抑制し、魅力ある都市機能の集積した集約型の都市づくりを進める。
- 臨海部の都市間交流や産業の振興を支える都市ネットワークの形成を図り、都市ごとの個性を連携した活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメントの推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

#### 【将来都市構造図】



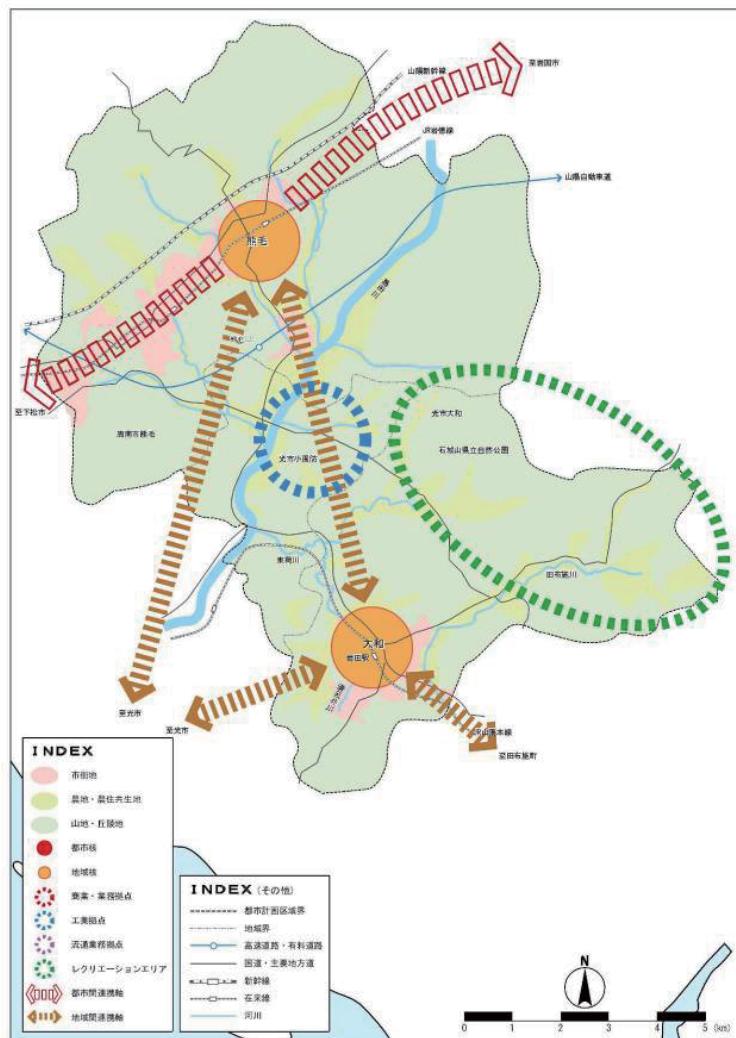
## ■ 周南東都市計画区域

### 【都市づくりの基本理念】

人と自然と産業が織りなす活力と魅力あふれる都市づくり

- 豊かな自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、にぎわいのある美しい都市づくりを進める。
- 中心部の活性化を図るとともに、既成市街地の魅力の向上と郊外部での市街地拡大を抑制し、魅力ある都市機能の集積した集約型の都市づくりを進める。
- 臨海部の都市との交流や産業の振興を支える都市ネットワークの形成を図り、都市ごとの個性を連携した活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメントの推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

### 【将来都市構造図】



### 3 プランの対象範囲

「マスタープラン」は、本来、都市計画区域を対象に策定されるのですが、都市計画区域外の区域である牛島は、全域が鳥獣保護区特別保護地区に指定されるとともに、天然記念物に指定された植物が群生するなど豊かな自然に恵まれており、保全や保護に努めることが求められます。

このため本市では、「マスタープラン」の対象範囲を行政区域の全域とします。

### 4 プランの対象期間

「マスタープラン」は、長期的な都市の将来像を展望して策定するものであり、策定から20年後の平成43年度（2031年度）までを対象期間とします。



まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」  
一般の部 入賞



「虹ヶ浜海岸と野鳥達」（撮影場所：島田川河口東岸）

田 村 光 政 さん